

# 第 3 7 4 回 兵庫県議会議案 説明資料

## <令和 7 年度関係>

### 【条例関係】

- I 森林経営管理基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 【事件決議関係】

- II 県が行う建設事業についての市町負担額の決定・・・・・・・・ 3  
III ひょうご農林水産ビジョン 2035 の策定・・・・・・・・・・ 4  
IV 特定調停及び債権の放棄・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

## <令和 8 年度関係>

### 【条例関係】

- V 環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例・・・ 1 4  
VI 人と環境にやさしい農業・農村振興条例・・・・・・・・・・・・ 1 5

### 【事件決議関係】

- VII 公益社団法人ひょうご農林機構に対する出資・・・・・・・・・・ 2 0

令和 8 年 3 月

農 林 水 産 部

# I 森林経営管理基金条例【第173号議案】

## 1 制定の理由

森林が有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の持続的な発揮に資する森林の適切な経営又は管理に関する事業（以下「森林経営管理事業」という。）の資金に充てるため、森林経営管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

## 2 制定の概要

### (1) 設置（第1条関係）

県は、森林経営管理事業の資金に充てるため、基金を設置する。

### (2) 積立額（第2条関係）

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

ア 予算で定める額

イ 基金から生ずる収入額

### (3) 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

### (4) 処分（第4条関係）

基金は、森林経営管理事業の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

### (5) 繰替運用（第5条関係）

知事は、財政上必要があと認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。

### (6) 補則（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

## 3 施行期日

公布の日

## II 県が行う建設事業についての市町負担額の決定【第176号議案】

県が行うため池等整備事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和7年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	洲本市	工事費に100分の6を乗じて得た額
	南あわじ市	〃

### Ⅲ ひょうご農林水産ビジョン2035の策定【第181号議案】

令和3年3月に策定した「ひょうご農林水産ビジョン2030」について、本県の農林水産業及び農山漁村をめぐる情勢が大きく変化していることを踏まえ、新たに「ひょうご農林水産ビジョン2035」を策定しようとする。

#### 1 農林水産ビジョンの策定にあたって

##### (1) ビジョンの位置付け

本県の農林水産業・農山漁村に関する各種施策の基本となる計画であり、全ての県民の食と「農」に関する行動指針

##### (2) ビジョンの計画期間

令和8年度から令和17年度（2035年度）までの10年間

##### (3) ビジョン推進の基本姿勢

施策の計画立案（Plan）→施策の展開（Do）→評価・検証（Check）→改善（Act）により推進

#### 2 農林水産を取り巻く情勢と課題

##### (1) 農林水産を取り巻く情勢

###### ア 人口動態

近年のすう勢を基に農業就業者を試算した結果、2015年の208万人（うち49歳以下35万人）が2030年には131万人（同、28万人）に減少することが予想されている。本県は基幹的農業従事者の平均年齢が70.1歳と全国の67.6歳よりも高く、高齢化が進行している。

###### イ 食料安全保障を取り巻く情勢

気候変動や、ロシアによるウクライナ侵略など地政学的リスクの高まりによって、世界の食料生産・供給が不安定になっている。

###### ウ 気候変動による食料生産・供給の不安定化

地球温暖化の影響によって、高温、干ばつ、大規模洪水等の異常気象が頻発し、2000年以降、毎年のように世界各所で局所的な不作が発生している。また、国内・県内においても、気候変動等により農作物の品質や収量、漁獲に影響が出ている。

###### エ 生産性を高める先進技術の進展

農林水産就業者が減少する中、食料の供給基盤を維持していくための一つの手段として、スマート農林水産技術等、農林水産業の生産性向上等に資する技術革新が進展している。

###### オ 輸出の拡大

全国の農林水産物・食品の輸出実績は、コロナによる外出制限の解除や円安、日本食ブーム等の追い風もあり、2024年は1兆5,071億円と過去最高となっている。

###### カ 食料・農業・農村基本法と食料・農業・農村基本計画の改正

食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持などを主なポイントとして改正された。

## (2) 農林水産ビジョン2030に基づく取組の評価

### ア 総括的指標

「農林水産ビジョン2030」において各分野の産業活動を測る総括的指標は、起点である令和元年度より上回ったのは全19項目中10項目（53%）となった。

### イ 成果指標

「ひょうご農林水産ビジョン2030」で設定した成果指標による評価・検証の結果、年度目標（令和6年度）を達成または概ね達成した項目は、全56項目中36項目（64%）となった。

## (3) 情勢変化やこれまでの施策展開により見えてきた課題

### ア 農業

#### (ア) 環境と調和のとれた農業技術の開発・普及・定着

温暖化等気候変動の影響を軽減し、持続的に生産を行うため、環境と調和のとれた農業の推進や新品種の開発・普及が必要

#### (イ) 野菜など園芸作物の生産力の向上と需要に応じた土地利用型作物の生産

消費地に近いという本県農業の強みを最大限に発揮するため、園芸作物の生産力の向上と、土地利用型作物の需要に応じた生産が必要

#### (ウ) 将来の担い手である新規就農者や法人経営体の育成

持続可能な経営を行う担い手を確保するため、新規就農者の確保・定着や法人経営体の育成が必要

#### (エ) 地域協働体制を担う多様な人材の確保

基幹的農業従事者の高齢化や農業就業者数が減少するため、多様な人材の確保・育成が必要

#### (オ) 農業現場における働き手の確保

国内人口の減少が見込まれる中、働き手を確保するため、雇用就労環境の整備やスマート化が必要

#### (カ) 農林水産物のブランド化による付加価値向上や国内外での販路開拓による経営体の収益力の向上

経営体の収益力の向上のため、ブランド化や6次産業化、異業種連携や輸出促進などの取組が必要

#### (キ) 担い手への農地の集積・集約化

スマート農業に対応した生産基盤整備による農作業の効率化・省力化とあわせて、担い手へ農地を集積・集約し、経営の効率化を図る必要

#### (ク) 都市農業の推進

食料の安定供給や農業の多面的機能の理解醸成を図るため、都市農業の推進が必要

### イ 畜産業

#### (ア) 環境と調和のとれた持続可能な畜産業の実現

温暖化等気候変動に対応するとともに、生産形態・コストに見合った、持続可能な畜産業の実現が必要

#### (イ) 需要に応じた神戸ビーフの供給

旺盛な神戸ビーフの需要に応えるため、但馬牛の増頭、神戸ビーフの増産が必要

(ウ) 畜産業の担い手や働き手の確保

畜産物の安定生産に向けて、異業種からの参入を含む新規就農や法人化、第三者継承などの支援による担い手の確保や、雇用就労環境の改善による働き手の確保が必要

(エ) 国内外に向けた県産畜産物の発信強化

需要を創出するため、国内外に向けた県産畜産物の発信強化が必要

ウ 林業

(ア) 環境と調和のとれた持続可能な森林・林業の実現

県産木材の安定生産や森林の持つ多面的機能の発揮には、資源循環型林業の実現が必要

(イ) 林業の担い手の確保・育成

県産木材の安定供給体制の継続に向けて、林業就業者の確保・育成が必要

(ウ) 木材の利用拡大と加工流通体制の強化

県産木材の利用拡大に向けて、非住宅建築物での木造・木質化推進、非建築分野での需要創出や販路拡大に加え、新たな価値創出や木育等の推進が必要

エ 水産業

(ア) 豊かな海と持続的な水産業の実現

豊かな海の再生を目指した栄養塩類濃度の早期回復と漁業者の取組支援、水産資源の生育の場となる漁場整備や栽培漁業の推進などが必要

(イ) 海域環境の変化に対応した水産資源の適正管理と水産技術の開発・普及

持続可能な水産業に向けて、海域環境のモニタリングと水産資源の調査に基づく適正な資源管理の実施や養殖技術の開発・普及などが必要

(ウ) 漁業の担い手の確保・育成と経営力の強化

次代を担う漁業後継者等の確保・育成と漁船や漁業施設の更新・導入・整備が必要

オ 食料・消費

(ア) 県民への農林水産物の安定供給

県民へ農林水産物を安定供給するためには、家畜の防疫体制の強化や安全で適正な農薬使用の推進、生産流通体制の構築などが必要

(イ) 県産県消の推進

県民への安定的な農林水産物の供給のため、消費者と生産者がともに支え合う関係の構築が必要

(ウ) 県民の食の安全・安心の確保

生産・加工・流通段階での食の安全・安心を確保するための取組が必要

(エ) 農林水産業への県民の理解醸成

農林水産の多面的機能や多様な担い手の確保、農林水産物の適正価格での流通などを図るためには、県民の理解醸成を図ることが必要

カ 農山漁村

(ア) 強みとなる地域資源を活かした地域づくりの推進

農山漁村の発展に向けて、地域の特色や食文化などを活かした地域活性化の取組が必

## 要

### (イ) 都市と農山漁村の交流による地域活性化

農山漁村の関係人口や移住者の増加に向けて、都市と農林水産の交流が必要

### (ウ) 野生鳥獣の捕獲や被害対策に向けた体制づくり

農山漁村の農業生産の維持・発展に向けて、野生鳥獣の捕獲や被害対策に向けた体制整備が必要

### (エ) 良好な空間の保全

多面的機能の維持や、交流・憩いの場を創出するため、良好な空間の保全が必要

### (オ) 他分野との連携の拡大

農山漁村に関わる人々を増加させるため、他分野との連携の拡大が必要

### (カ) 防災・減災対策

地域住民の安全確保のため、治山ダムや防潮堤など保全施設の整備などが必要

### (キ) 森林の持つ公益的機能の維持・向上

森林が有する水源涵養や山地防災機能等を発揮するためには、針広混交林化（針葉樹林と広葉樹林の混交整備）を含めた適正な森林管理が必要

### (ク) 地域資源の価値や魅力を活かした海業の振興

漁業関係者の所得向上や漁村地域の活性化のため、海業の振興が必要

## キ 循環型社会の構築

### (ア) 環境と調和のとれた農林水産業に対する消費者の理解醸成

環境と調和のとれた生産方式により生産された農産物などの安定生産のため、実需者等への理解醸成を図り、需要拡大を図ることが必要

### (イ) バイオマスの利用拡大に向けた取組の拡大

持続的な農林水産業を推進するため、地域資源を活用した取組を拡大することが必要

### (ウ) カーボンニュートラルの取組の拡大

農林水産業を持続的に行うためには、温暖化などを進行させない取組が必要

## (4) ビジョン見直しの方向性

ア 持続可能な農林水産業の実現、新品種・新技術の開発・導入などによる「環境と調和のとれた農林水産の確立」

イ 生産力の維持・強化、農林水産物の県内流通・消費推進などによる「食料安全保障への貢献」

ウ 新規就農、法人化、集落営農、企業参入、農業支援サービス事業体、半農半X、雇用環境改善の推進などによる「多様な人材の確保・育成」

エ 経営感覚の優れた人材の育成、データを活用した農林水産業経営、ブランド化、6次産業化、異業種連携などの推進による「経営が成り立つ、儲かる農林水産業の実現」

オ 地域資源を活用した新たなビジネス、農村RMO、農村コーディネーター、森林の適正管理、農村DX、獣害対策などの推進による「地域コミュニティの維持・発展」

カ 農福連携、観光、学校給食、食育・木育、理解醸成、CSA、オープンファーム、多面的機能の発揮などの推進による「県民とつながり、支え合う農林水産の展開」

### 3 農林水産ビジョン2035のめざす姿

本ビジョンでは、情勢変化やこれまでの施策展開により見えてきた課題を踏まえ、「次代につながる環境と調和のとれたひょうご五国の農林水産業・農山漁村」を2035年における本県のめざす姿に位置付け、次の3つの基本方向に基づく施策を推進し、その実現を図る。

基本方向1「収益性の高い農林水産業の実現」では、都市近郊の立地や多様な自然環境など兵庫県の特長を活かすとともに、新たな品種の開発・導入やスマート技術などを活用し、環境と調和を図りつつ、生産性の高い力強い農林水産業の展開を目指す。

基本方向2「にぎわいのある農山漁村の創出」では、自然災害への対応として、計画に基づく防災・減災対策や新たな森林整備手法などが進み、農山漁村コミュニティが維持・発展するとともに、都市部と農山漁村の交流が活発に行われ、地域活性化や地域資源を活用したビジネス創出の実現を目指す。

基本方向3「県民とともに育む豊かな食と「農」の充実」では、福祉、観光、教育など多様な分野との連携が強化され、県民がひょうごの「農」とつながることで、県民や農林漁業者の健康で豊かな暮らしの実現を目指す。

さらに、3つの基本方向に基づく各種の施策の推進により、実現を目指す個別・具体的なありたい姿を次の(1)から(13)に示す。

#### (1) 人と環境にやさしい農業の推進と地域の特色・立地を活かした農業の展開

効率的・安定的な農業経営のための生産基盤である農地の整備及び保全が適切に行われるとともに担い手に農地が集積・集約化され、気候変動や病害虫に耐性を持つ新品種やスマート農業技術の導入による生産性向上が進み、都市近郊の立地を活かした収益性の高い農業が展開されている。また、経営継承を円滑化する体制整備に加え、雇用環境の整備やサービス事業体の活用により、農業の労働力が確保されている。さらに、経営の視点を取り入れることによって人と環境にやさしい農業が進展し、定着している。

#### (2) 需要に応える持続可能な畜産業の推進

牛群改良や生産技術の向上により温暖化等気候変動への対応が進むとともに、スマート機器が広く普及し、省力化や生産性の向上により収益性の高い畜産業が展開されている。耕畜連携の推進により畜産堆肥の利活用が図られ、飼料作物が増産されている。また、但馬牛の生産・供給体制が強化され、旺盛な神戸ビーフの需要に応えるとともに、国内外で鶏卵などの県産畜産物の需要が高まっている。

#### (3) 資源循環型林業の推進と木材利用の拡大

林業経営に適した人工林では、「主伐・再造林低コスト普及モデル」が普及するなど、資源循環型林業が実現しており、条件不利地にある人工林では、森林の公益的機能の発揮を目指す、市町等による公的な管理が進展している。スマート林業や高精度な森林資源情報の活用が進み、雇用環境が向上し、新規就業者が定着するとともに、自伐型林家など多様な担い手が参入している。県産木材の認知度が高まり、木育等の啓発も進んで民間施設や店舗、土木資材等での需要が拡大している。林道整備や高性能林業機械の導入とともに、木材の加工流通体制が整備され、需要に対応した木材が安定的に供給されている。

#### (4) 豊かな海と持続的な水産業の実現

ひょうご豊かな海づくり県民会議と連携するなど地域住民や消費者の理解も得ながら栄養

塩類が適正な水準に管理され、海底耕うんなど漁業者の取組や、漁場整備、種苗放流などにより豊かな海が再生している。科学的な調査に基づく適正な資源管理が図られるとともに、温暖化等気候変動に対応した技術の普及や省エネ型漁船の導入が進み、海洋環境と調和のとれた持続可能な漁業が実現している。経営感覚に優れた意欲ある経営者の確保・育成により円滑な世代交代が進んでいる。

(5) ブランド力を活かした攻めの農林水産業の展開

環境との調和などの新しい視点を含めた県産農林水産物のブランドが評価され、農林漁業者の所得が向上している。また、国内や海外での販路が開拓され、需要が拡大している。

(6) 食の安全を支える生産体制の確保

重大家畜伝染病に対する防疫体制の強化や安全で適正な農薬使用の推進により食の安全を支える生産体制が構築され、県民の安全・安心が確保されている。

(7) 持続可能な農山漁村コミュニティづくり

地域における話し合いによる合意がなされ、効率的・安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な人材が協働して地域農業を支える体制が構築されている。野生鳥獣の個体数管理や被害管理を行う体制が整備され、鳥獣被害が減少している。良好な農空間や里山林が再生・保全されるなど、農山漁村が持つ多面的な機能が維持されることにより、交流・憩いの場が創出されている。

(8) 地域資源を活かした農山漁村ビジネスの創出

農林水産物や食文化、景観、バイオマスなどの地域資源が活用され、農山漁村における新しいビジネスが生み出されている。農林漁業体験などの都市との交流が活発に行われ、農林水産物の購入や二地域居住が進むなど多様な形で関係人口が増加し農山漁村が活性化している。

(9) 農山漁村の防災・減災対策の推進

農業水利施設や山地・漁港の保全・整備、ICTの活用により、災害に強い安全・安心な農山漁村の暮らしが確保されている。

(10) 豊かな森づくりの推進

公的関与による針広混交林を含めた森林管理の適切な実施や、森林ボランティア等多様な主体による森づくり活動が行われ、森林が有する水源涵養や山地防災機能等の公益的機能が向上している。

(11) 「農」と多様な分野との連携強化

健康、福祉、観光、教育などの多様な分野との連携が強化され、農林水産業や農山漁村に関心が広がり、関わる人が増加している。

(12) 県民とのつながりで育む食と「農」

県産県消の意義や県産木材の良さが消費者に理解され、県産農林水産物の認知度が向上するとともに、ひょうごの食と、農林水産業・農山漁村について、県民の理解がさらに進み、それぞれのライフスタイルに合った「楽農生活」が実践されている。地域の景観維持や食文化、日本型食生活、環境と調和のとれた農林水産業に対する消費者の理解が広がり、合理的な価格形成が行われている。

(13) 県民への安定的な食料供給

安全・安心な食料が安定的に供給される生産流通体制が構築されている。

#### 4 めざす姿を実現するための施策展開

##### (1) 基本方向1 収益性の高い農林水産業の実現

###### ア 人と環境にやさしい農業の推進と地域の特色・立地を活かした農業の展開

有機農業アカデミーにおける担い手育成、有機農産物等の流通・販売拡大、スマート農業技術の導入、高温耐性品種の開発・普及、農業支援サービス事業者による請負推進、担い手の確保・育成、法人化支援、農地の大区画化、規模拡大志向農家への農地集積・集約化、中小規模経営体への営農継続支援など

###### イ 需要に応える持続可能な畜産業の推進

暑熱ストレス低減技術の推進、スマート機器を活用した飼養管理の推進、ゲノム情報を用いた但馬牛の改良、但馬牛受精卵移植の取組推進など

###### ウ 資源循環型林業の推進と木材利用の拡大

主伐・再造林の推進、二酸化炭素固定効果の見える化、企業版ふるさと納税やJ-クレジットの推進、森林経営管理制度を運用する市町への支援、非住宅建築物および非建築分野での県産木材の活用推進など

###### エ 豊かな海と持続的な水産業の実現

イカナゴの肥育試験、マダコの量産技術開発、水温上昇などに対応したノリ・ワカメの品種開発、マガキの生産管理手法の確立、トラフグ等の魚類養殖の育成・強化、シラス・ハモ等の既存資源やクロダイ等の低・未利用魚の付加価値向上など

###### オ ブランド力を活かした攻めの農林水産業の展開

輸出促進プロモーション、兵庫県認証食品の認知・理解度の向上、異業種連携や6次産業化の推進など

###### カ 食の安全を支える生産体制の確保

適正な生産・監視体制の推進、重大家畜伝染病の発生・まん延防止など

##### (2) 基本方向2 にぎわいのある農山漁村の創出

###### ア 農山漁村コミュニティづくりによる地域資源の管理

農村RMOの形成促進、半農半Xや自給的農家などの「農」に携わる人材確保、兵庫県立総合射撃場を活用した狩猟者育成、特定外来生物防除対策の確立・普及、多面的機能を有する農地や水路等の維持保全活動の支援、CSAの取組拡大推進など

###### イ 地域資源を活かした農山漁村ビジネスの創出

自然や景観、歴史文化等の地域資源を活用した事業等の創出など

###### ウ 農山漁村の防災・減災対策の推進

ため池災害等の未然防止と避難対策、山地防災・土砂災害対策の推進、漁港の耐震化と津波・高潮防災対策の推進など

###### エ 豊かな森づくりの推進

災害に強い森づくりの推進、教育機関・企業等との連携を通じた普及啓発、県民への理解醸成など

##### (3) 基本方向3 県民とともに育む豊かな食と「農」の充実

ア 「農」と多様な分野との連携強化

農福連携のマッチング支援、農泊・農業遺産等を活かした交流の場の創出、海業の推進、有機農産物等の価値啓発、学校給食への県産食材供給支援、ひょうごオープンファームの取組推進等による県民の理解醸成など

イ 県民とのつながりで育む食と「農」

有機農産物等の出荷・流通体制の構築、ごはん食やお米の価格形成に対する理解醸成、農林漁業者等のSDGsの取組推進、市民農園の整備など

ウ 県民への安定的な食料供給

品質・衛生管理の強化、適正な食品表示の推進、食品衛生・品質管理の向上支援など

## IV 特定調停及び債権の放棄【第185号議案】

公益社団法人ひょうご農林機構（以下第1を除き「農林機構」という。）が負う金銭債務に係る特定調停事件（大阪地方裁判所令和7年（特ノ）第1号、第2号）について、農林機構が提出した調停条項案を受諾し、農林機構による弁済後の農林機構への債権及び株式会社日本政策金融公庫（以下第1を除き「公庫」という。）から譲り受けた債権を放棄しようとする。

### 第1 当事者

#### 1 令和7年（特ノ）第1号事件

申立人 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

公益社団法人ひょうご農林機構

相手方 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

株式会社日本政策金融公庫

利害関係人 兵庫県

#### 2 令和7年（特ノ）第2号事件

申立人 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番18号

公益社団法人ひょうご農林機構

相手方 兵庫県

### 第2 調停条項案の内容（兵庫県関係部分要旨）

#### 1 令和7年（特ノ）第1号事件

(1) 兵庫県は、公庫に対し、農林機構の公庫に対する借入金債務に関する公庫との損失補償契約（以下「本件損失補償契約」という。）に基づく損失補償金25,290,365,732円の支払義務があることを確認する。

(2) 兵庫県は、公庫に対し、(1)の金員を令和8年3月16日、公庫が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は兵庫県の負担とする。

(3) 公庫は、兵庫県に対し、大阪地方裁判所令和7年（特ノ）第1号事件における調停条項第5項に基づく農林機構による弁済金及び兵庫県による(2)の支払を受けたときは、本件損失補償契約に基づき、農林機構に対する債権金25,290,365,732円の一部（以下「本件債権」という。）を譲渡する。

(4) 調停費用は、各自の負担とする。

#### 2 令和7年（特ノ）第2号事件

(1) 兵庫県と農林機構は、農林機構が、兵庫県に対し、借入金債務として、金45,211,680,424円の支払義務を負うことを相互に確認する。

(2) 農林機構は、兵庫県に対し、令和8年5月29日限り、兵庫県が指定する銀行口座に振り込む方法により、金4,324,869,668円を支払う。ただし、振込手数料は農林機構の負担とする。

(3) 農林機構が兵庫県に(2)の金員を支払ったときは、兵庫県は、農林機構に対して、(1)の

- 金員から(2)の金員を控除した残額金40,886,810,756円の支払義務を免除する。
- (4) 農林機構と兵庫県は、以下の方法により追加弁済を実施することを合意する。
- ア 農林機構は、(2)の金員の支払を行った後、以下に掲げる収入（以下「本件収入」という。）に係る金員が入金された場合には、当該各入金日が属する農林機構の会計年度末において、当該会計年度における各入金に対応する本件収入を合算し、追加弁済額として確定させる。
- (ア) 分収造林契約又は分収育林契約の解約に伴い土地所有者から得た清算金
- (イ) 分収造林契約又は分収育林契約に基づき分収して得た金額
- イ 農林機構は、兵庫県に対し、追加弁済額をアの会計年度の翌会計年度に属する5月末日（同日が金融機関休業日の場合には、前営業日）限り支払う。ただし、振込手数料は農林機構の負担とする。
- ウ (3)の支払義務の免除の効力は、追加弁済額に相当する金額の範囲で、遡って失われるものとする。
- (5) 兵庫県と農林機構は、本件損失補償契約に基づき、兵庫県が、第2の1(2)の損失補償を実行することに伴い、公庫から本件債権を譲り受けることを相互に確認する。
- (6) 兵庫県と農林機構は、本件債権に関し、その発生原因である契約内容を、以下のとおり変更することに合意する。
- ア 本件債権の支払期限を令和8年5月29日とすること。
- イ 本件債権の利息を無利息とすること。
- (7) 兵庫県は、農林機構に対し、令和8年5月29日付けで、本件債権の支払義務を免除する。
- (8) 調停費用は、各自の負担とする。

## V 環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する

### 条例【第35号議案】

#### 1 制定の理由

バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例（以下「特例」という。）について、特例の期限（令和8年3月31日）が経過することに伴い、特例を廃止することとし、関係条例について所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

##### (1) 環境の保全と創造に関する条例の一部改正

- ア 特例に係る根拠規定を削除する（第143条の2関係）。
- イ その他規定の整備を行う（目次関係）。

##### (2) 兵庫県税条例の一部改正

- ア 特例を廃止する（附則第21条の4の2関係）。
- イ その他規定の整備を行う（附則第21条の4及び第21条の4の3関係）。

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和8年4月1日

##### (2) 経過措置

令和8年3月31日以前にした特例の対象となる軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除について、必要な経過措置を定める。

## VI 人と環境にやさしい農業・農村振興条例【第36号議案】

### 第1 制定の理由

人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的として、条例を制定する。

### 第2 制定の概要

#### 1 目的（第1条関係）

この条例は、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する基本理念を定め、県の果たすべき責務並びに市町、農業者等、食品等関連事業者及び県民の果たすべき役割を明らかにするとともに、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な農業の生産方式における相互の間の調和に配慮しつつ、環境への負荷の低減が図られる農業生産活動の促進、農産物を供給する基盤である人と環境にやさしい農村の営農環境及び生活の利便性の確保その他の人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する施策を総合的に推進し、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする。

#### 2 定義（第2条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 「人と環境にやさしい農業」とは、次に掲げる農業をいう。

ア 有機農業（有機農業の推進に関する法律に規定する有機農業をいう。以下同じ。）

イ 環境創造型農業（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いる生産方式により行われる農業（有機農業を除く。）をいう。以下同じ。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資すると認められる農業

(2) 「人と環境にやさしい農村」とは、人と環境にやさしい農業が行われている農村その他の地域をいう。

(3) 「人と環境にやさしい農業及び農村」とは、人と環境にやさしい農業及び人と環境にやさしい農村をいう。

(4) 「食品等関連事業者」とは、農産物若しくは食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）、流通若しくは販売又はこれらを飲食させる役務の提供を業として行う者をいう。

#### 3 基本理念（第3条関係）

(1) 人と環境にやさしい農業の振興は、県内の農業者等（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）が、長年にわたって特別の労力を要する有機農業及び環境創造型農業に取り組み、これらの農業による農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、

かつ、これを促進する機能を持つことの理解の促進に重要な役割を果たすとともに、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域の実現に寄与していることを踏まえ、気候の変動、生物の多様性の低下等、農業を取り巻く環境が変化する中においても、将来にわたり農業が持続的に発展し、県民に対する食料の安定供給の確保が図られるよう、農業生産活動における環境への負荷が低減され、かつ、生産性が向上されることを旨として行われなければならないものとする。

(2) 人と環境にやさしい農業の振興に当たっては、化学的に合成された肥料又は農薬を施用又は使用して行われる従来の生産方式が日常生活に必要な食料の供給の確保のために獲得されたものであることを踏まえ、当該生産方式との調和に配慮しつつ、当該生産方式により農業を行う農業者等との相互理解を促進するとともに、人と環境にやさしい農業に対する農業者等、食品等関連事業者、県民その他の関係者の理解の下に、これらの者が連携することにより行われなければならないものとする。

(3) 人と環境にやさしい農村の振興は、人と環境にやさしい農業の生産活動の継続的な実施及び当該生産活動が行われることにより生ずる多面的機能（食料・農業・農村基本法に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の適切かつ十分な発揮による恵沢を県民が将来にわたって享受できるようにすることが重要であることを踏まえ、人口の減少及び高齢化が進展する中においても、地域において人と環境にやさしい農業を支えることができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることを旨として行われなければならないものとする。

#### 4 県の責務（第4条関係）

(1) 県は、3に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(2) 県は、地域の実情に応じて人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県は、人と環境にやさしい農業及び農村が次代の社会を担う子どもをはじめとする県民に引き継がれるよう、食生活が、森林の持つ水源の涵養機能により育まれる水や生物など自然の恩恵の上に成り立ち、かつ、農産物等（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の生産に関わる農業者等や食品等関連事業者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、県民に対し、理解の増進その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 5 市町の役割（第5条関係）

(1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(2) 市町は、県が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 6 農業者等の役割（第6条関係）

(1) 農業者等は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関

心を深めるとともに、自らの農業生産活動において、環境への負荷の低減に資するための生産方式の導入、資材の調達その他の取組を行うよう努めるものとする。

(2) 農業者等は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 7 食品等関連事業者の役割（第7条関係）

(1) 食品等関連事業者は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるとともに、自らの事業活動等において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の調達、流通の確保その他の取組を行うよう努めるものとする。

(2) 食品等関連事業者は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 8 県民の役割（第8条関係）

(1) 県民は、基本理念にのっとり、人と環境にやさしい農業及び農村に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(2) 県民は、県及び市町が実施する人と環境にやさしい農業及び農村を振興するための施策に協力するよう努めるものとする。

#### 9 技術の研究開発の促進等（第9条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資するよう、試験研究に関する体制の整備、環境への負荷の低減又は農作業の効率化に資する農業技術及び情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発の促進、高温に対する耐性を有し、又は省力化等に資する新品種の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 10 技術の普及等の促進（第10条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術の普及及び新品種の導入が促進されるよう、当該技術の活用等に関する情報の農業者等への提供、地域の特性に応じた普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 11 生産基盤の整備及び保全（第11条関係）

県は、農業者の減少及び高齢化の進展、気候の変動、生物の多様性の低下その他の農業を取り巻く情勢が変化する中においても、人と環境にやさしい農業をはじめとする農業生産活動が継続的に行われるよう、地域の特性に応じて、環境との調和及び様々な農業の生産方式の間の調和に配慮しつつ、生産基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進その他の生産基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

#### 12 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進（第12条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、生物の多様性の確保、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 13 人材の確保及び育成（第13条関係）

県は、人と環境にやさしい農業の経営を担うべき人材を確保し、及び育成するため、農業者の人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営管理能力の向上、新たに就農しようとする者に対する人と環境にやさしい農業に関する技術及び経営方法の習得の促進その他必要な

施策を講ずるものとする。

14 農産物等の出荷の促進（第14条関係）

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷が促進されるよう、人と環境にやさしい農業を行う農業者の組織化の推進、農業機械の共同利用の促進、当該農産物等の生産等の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な施策を講ずるものとする。

15 農産物等の流通の合理化の促進（第15条関係）

県は、県民が人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、農業者等、食品等関連事業者その他関係者と連携して、直売所若しくは農産物等の集荷、貯蔵、出荷等の用に供する施設の設置又は有効活用、当該農産物等の流通の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

16 県民の選択の機会の確保（第16条関係）

県は、農産物等の消費に際し、県民の選択の機会の確保に資するよう、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の適切な情報の提供の推進、当該農産物等の付加価値の向上の促進、当該農産物等の生産者と県民との交流の機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

17 学校給食等における農産物等の利用の促進（第17条関係）

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の消費の増進を図るため、学校給食その他の給食における当該農産物等の利用の促進、学校等における食と農に関する教育の機会の提供、当該農産物等の生産者等及び栄養教諭その他の教育関係者又は食品等関連事業者その他の当該農産物等を利用する事業者との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

18 地域協働体制の構築等（第18条関係）

県は、人と環境にやさしい農村が、農業者を含む地域住民その他の関係者による自発的かつ自律的な意思に基づく地域の共同利益の実現のための活動によって支えられ、将来にわたって人と環境にやさしい農業の持続的な発展の基盤たる重要な役割を果たせるよう、これらの者が相互に連携と協働を図る体制の構築、地域社会の維持に資する諸条件の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

19 高齢者、障害者等の農作業支援活動への参画の機会創出等（第19条関係）

県は、人と環境にやさしい農村において、高齢者、障害者、農業以外の事業に従事している者等が、その有する能力又は機会に応じて農作業を支援する活動を通じて、人と環境にやさしい農業の振興を図るため、これらの者が当該活動に参画することができる機会の創出その他必要な施策を講ずるものとする。

20 地域運営組織の育成（第20条関係）

県は、人と環境にやさしい農村において、農業者を含む地域住民その他の関係者が将来にわたって農業生産活動を支えることができるよう、これらの者による農業その他の地域社会の維持に資する取組を総合的に運営する組織の育成を図るとともに、人と環境にやさしい農村の振興に寄与する人材の参画の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

21 多面的機能の発揮に関する活動の促進（第21条関係）

県は、人と環境にやさしい農村が、県民に対する食料その他の農産物の供給の機能及び多

面的機能の発揮を図るための基盤たる重要な役割を果たし、将来にわたって県民がその恵沢を享受することができるよう、農業者を含む地域住民その他の関係者による生産基盤の保全、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続的な実施の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

22 地域の資源を活用した事業活動等の促進（第22条関係）

県は、人と環境にやさしい農村における農産物等、農地、水、ため池その他の地域の資源を地域が有効に活用することができるよう、農業と農業以外の産業との連携による地域の資源を活用した事業活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

23 都市との交流等（第23条関係）

県は、人と環境にやさしい農村が、消費地に近い特性を生かし、県民の人と環境にやさしい農業及び農村に対する理解と関心を深め、かつ、健康的でゆとりのある生活に資することができるよう、都市に住む者が余暇を利用して人と環境にやさしい農村へ滞在する機会を提供する事業活動の促進その他の人と環境にやさしい農村と都市との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

24 行財政上の措置等（第24条関係）

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

25 補則（第25条関係）

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第3 施行期日

令和8年4月1日

## Ⅶ 公益社団法人ひょうご農林機構に対する出資【第44号議案】

公益社団法人ひょうご農林機構に対し次のとおり出資する。

出資金額 1,300,000,000円